

社会福祉法人の資金運用について

令和8年度社会福祉法人指導監査・研修会資料

島根県健康福祉部地域福祉課

第1 資金運用の重要性

国は、日本経済において「成長と分配の好循環」の実現を重視しています。家計金融資産の大部分を占める現預金が投資に繋がり、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、さらなる投資や消費に繋がるという考え方です。

社会福祉法人においても、個人と同様に投資等を行い運用益が生じることには、法人運営に資するものと考えられます。今後の施設の老朽化に伴う建て替えや大規模修繕、物価高騰への対応などを鑑みると、必要な経費への補填としての収益源の確保は、法人運営において重要な課題となっています。

ただし、社会福祉法人には法令等による制約があるため、これらの点を十分に理解し、問題が生じないように資金運用を行うことが求められます。

第2 社会福祉法人の資産関係

1. 基本財産

- 定義： 法人存続の基礎となる財産であり、当該財産のすべてを定款に記載する必要があります。また、当該財産を処分または担保提供する際には、所轄庁の事前認可が必要です。
- 種類： 土地、建物、現金、預金、有価証券などが基本財産として挙げられます。

◇社会福祉法第25条

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

◇法人審査基準第2-3-(1)

基本財産は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行う必要があり、原則として、以下に掲げるような運用方法は適当ではない。

- ・ 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建て債券等）
- ・ 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ・ 減価する財産（社会福祉事業の用に供するものを除く。）
- ・ 回収が困難となるおそれのある方法（融資）

◇法人審査要領第2-8イ

基本財産として株式を保有できるのは、寄附されたものに限られる。

第2 社会福祉法人の資産関係

2. その他財産

その他財産については、以下の通り定義され、留意点があります。

定義：基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産以外の財産を指します。

留意点：財産の保有形態は多岐にわたるため、以下の点を留意する必要があります。

◇社会福祉法人審査基準第2-3-(2)

基本財産以外の財産についても、安全、確実な方法で保有する必要があることから、公開市場等を通じての株式の保有又は株式を含む投資信託等による資産の管理運用によるものであれば、その保有は認められる。

◇社会福祉法人審査要領（第2-8）

法人が株式を保有できるのは、原則として、以下の場合に限られる。

ア 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。

◇ガイドラインⅢ-2-(3)注

社会福祉施設において受け入れた措置費及び保育所において受け入れた委託費で、株式を取得することは認められない。

第3 資金運用の手続き等

資金運用の手続きについては、以下の項目を実施します。

- 定款への規定追加：株式等による運用管理を行う場合は、県の定款例第35条第3項の規定を追加します。
- 資金運用規程の策定：資金運用に関する規程を定めます。
- 資金運用責任者の任命：理事長は資金運用責任者を任命します。
- 規定に沿った資金運用：策定した規程に沿って資金を運用します。

◇社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い

13 外貨建の資産及び負債の決算時における換算について（会計基準省令第4条第1項、第22条第2項関係）

外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、原則として、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。

決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する

15 満期保有目的の債券について（会計基準省令第4条第5項関係）

（1）評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

（2）保有目的の変更について

満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。

満期保有目的の債券に分類している債券のうち、その一部を満期保有目的の債券以外の有価証券への振替又は償還期限前に売却を行った場合には、満期まで保有する意思を変更したのものとして、他の満期保有目的債券についても、満期保有目的以外の有価証券に保有目的を変更しなければならない。さらに、当該変更を行った年度及びその翌年度においては、新たに取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできない。ただし、債券の発行者の信用状態の著しい悪化等により、当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益が生じることが合理的に見込まれる場合は、満期まで保有する意思を変更したものとはしない。したがって、保有目的の変更を行う必要はない。

第3 資金運用の手続き等

◇モデル経理規程（資金の運用等）第40条

資産のうち小口現金を除く資金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託して、又は確実な有価証券に換えて保管するものとする。

2 余裕資金の運用及び特定の目的のために行う資金の積み立てを有価証券により行う場合には、資金運用規程の基本原則に従って行わなければならない。（注23）

3 会計責任者は、毎月末日に資金（有価証券及び積立資産を含む）の残高の实在を確かめ、その内容を統括会計責任者及び理事長に報告しなければならない。

（注23）平成20年8月11日全国社会福祉施設経営者協議会制定モデル資金運用規程を参考に、規程を設ける必要がある。

◇会計基準第4条第5項

満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。）以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。

◇会計基準第29条第1項11号（注記）

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

第4 その他

1. 勘定科目について

○有価証券（流動資産）

債券のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に満期が到来するもの、または、債券、株式、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券を指します。

○投資有価証券（基本財産）

定款等に定められた基本財産として保有する有価証券を指します。

○投資有価証券（その他の固定資産）

長期的に所有する有価証券で、基本財産に属さないものを指します。

○投資有価証券であっても、「積立資産」として取得するものは「投資有価証券」ではなく、「積立資産」として計上します。

第4 その他

2. 満期保有目的債券の留意点

満期保有目的債券に分類されている投資有価証券は、購入した投資有価証券を売却せずに1年を超えて満期日まで保有することを目的としています。したがって、仕訳処理としては以下の3段階で処理をおこないます。

- (1) 満期保有が目的の投資有価証券を購入する
- (2) 利払日に利息を受け取る
- (3) 満期日に償還する

満期保有目的債券は取得価額により資産計上するのが原則であり、決算日に時価で評価替えすることはありません。ただし、以下のいずれにも該当する場合は償却原価法により評価した金額で資産計上しなければなりません。

- ・ 満期保有目的債券を額面とは異なる価額で取得した場合
- ・ 額面の価額と取得した価額の差異が金利調整差額という性質を持つ場合

上記2つの要件に該当した場合は(4) 償却原価法により評価替えの仕訳が加わります。

特に、社債などの投資有価証券を額面金額よりも低い金額で取得し、それが金利調整額であると認識される場合においては、決算日に償却原価法によって評価替えを行う仕訳を計上する点に注意が必要です。

第4 その他

3. 積立資産での有価証券等の運用

① 基本的な考え方

積立資産は、将来の特定の目的（施設整備や備品購入など）に充てるための財源として、理事会の決議に基づき積み立てられる資産です。この積立資産を預金から有価証券に振り替える場合、積立資産の「形態」が変わるのみであるため、基本的には積立資産の枠組みの中で処理を継続します。

② 具体的な会計処理

積立資産で購入した有価証券は、通常の「有価証券（流動資産）」や「投資有価証券（固定資産）」とは区別し、積立資産の小区分として管理します。

貸借対照表（B/S）の表示：

固定資産の部にある「〇〇積立資産」の内訳として、預金だけでなく有価証券（債券等）が含まれる形となります。

資金収支計算書の処理：

預金から有価証券へ預け替えた場合、支払資金（流動資産の現金預金等）の増減が発生しない限り、資金収支計算書には現れません。

ただし、新たに積立資産として「支出」が発生する形で購入した場合は、「積立資産支出」の勘定科目を使用します。

第5. 資金運用を行う上での注意点

最後に繰り返しになりますが、近年、株式や投資信託等に関する情報が多様化し、また、物価高騰への対策として法人資金をより効率的に運用することの必要性が高まっています。このような状況から、定期預貯金だけでなく、さらに利回りの良い運用方法を検討する社会福祉法人も少なくないと考えられます。

資金運用等を行うに際しては、法人内での施設整備等の将来的な資金計画を十分に踏まえることが重要です。その上で、関連する法令、通知、および法人内部規程に基づき、理事会等での資金運用の承認から報告までを一貫して適切に実施する必要があります。